

予防接種はお済みですか？

今年度から麻しん風しんの予防接種に、今まで実施していた第1期と第2期（対象者は下記のとおりです。）に、第3期（中学1年生）と第4期（高校3年生相当）が追加して実施されることになりました。特に麻しん（はしか）は、非常に感染力が強く、免疫のない人が感染するとほぼ100%発症します。予防接種を受けると、免疫力がつき、多くの人がかからないか、かかっても症状が軽く済みます。下記の医療機関で受けられますので、対象者の方は対象期間内に予防接種を受けましょう。

第2～4期の方の対象期間は、平成21年3月末までです。

第3期と第4期は、平成24年度までの時限措置です。

【対象者】

	対象者
第1期	12ヶ月～24ヶ月
第2期	小学校就学前1年間
第3期	中学1年生
第4期	高校3年生相当



【実施医療機関一覧】

医療機関	接種日	受付時間	電話番号
いづはら病院	第2・4火曜日	13:30～14:30	52-1910
畑島医院	月曜日～金曜日	13:30～14:00	54-2009
豊玉診療所	月曜日～金曜日	13:00～16:00	58-8080
佐賀診療所	月曜日～金曜日	9:30～16:00	82-0050
上対馬病院	第2・4火曜日	13:30～14:00	86-4321

問い合わせ先 福祉保健部 健康保健課 0920-58-1116

年金コーナー

学生納付特例申請の簡素化について

平成20年度において学生納付特例制度により、保険料納付を猶予されている方で、平成21年度も引き続き在学予定の方へ、3月下旬に基礎年金番号等の印字されたハガキ形式の学生納付特例申請書が送付されます。同一の学校に在学する場合は、このハガキに必要最小限の記載事項を記入するだけで申請ができます。この場合は、在学証明書又は学生証は不要です。

なお、はじめて学生納付特例の申請をする方は、従来どおり在学証明書又は学生証の写が必要です。また、平成21年度は学生納付特例制度を利用せず、保険料の納付を希望される場合は納付書を送付いたしますので、お手数ですがお近くの社会保険事務所にご連絡ください。

国民年金の届出は忘れずに

春は異動のシーズンです。「就職」「退職」「転勤」などが多い季節です。これらの節目には国民年金の届出を忘れずに行ってください。

会社を辞めたとき

会社員である配偶者に扶養されなくなったとき（配偶者が会社を辞めたときや本人のパート収入が増えたとき）

国民年金第1号被保険者資格取得届を市町村の国民年金窓口へ提出して下さい
会社員である配偶者に扶養されるようになったとき

国民年金第3号被保険者資格取得届を配偶者の勤務する事業主を通じて提出して下さい。
住所や氏名が変わったとき

住所変更届または氏名変更届けを提出して下さい。（第1号被保険者は市町村の国民年金窓口へ、第3号被保険者は配偶者の勤務する事業主を通じて提出して下さい）
長崎社会保険事務局運営課
095-832-6254

パスポート申請に関するお知らせ

3月1日から、パスポート申請に必要とされてきた郵便ハガキの提出は、申請者負担軽減のため不要となりました。手数料やハガキ以外の提出書類等については変更ありません。

【問い合わせ先】

市民生活部市民課

0920 53 6111

上対馬地域活性化センター

0920 86 3112